

只見町幼児家庭保育支援給付金給付事業実施要綱

令和4年3月11日訓令第7号

(目的)

第1条 この要綱は、幼児の保育を家庭で行う保護者に対し、幼児家庭保育支援給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、家族のふれあいを通じて、愛情に支えられた豊かな人間性・社会性の基盤を育む家庭保育の推進と児童の健全な成長に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で、幼児とは、只見町に住民登録し、現に町内に居住する未就学児をいう。

2 この要綱で、保護者とは、次の各号いずれかに該当する者をいう。

(1) 幼児を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母

(2) 父母に監護されない幼児を、現に監護している者

(給付対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、只見町に住民登録し、現に町内に居住している者で、幼児を家庭で監護している保護者

(給付金額)

第4条 給付金は、予算の範囲内において一箇月につき幼児一人当たり10,000円を給付する。

(給付対象期間)

第5条 給付対象期間は、幼児の年齢が満1歳に到達した日の属する月及び満1歳以上の幼児が転入した日の翌月から6歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。ただし、施行日以前に居住が確認された者については、令和4年4月分から給付するものとする。

(申請手続等)

第6条 給付金の給付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、只見町幼児家庭保育支援給付金給付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、審査を行い、給付の可否を決定し、只見町幼児家庭保育支援給付金決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(給付の方法等)

第8条 町長は前条の規定により給付金の給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、3月、6月、9月及び12月に給付金を給付するものとする。

2 町長は、前項に規定する給付金を給付する月までの給付金（第4条の規定により四半期ごとに算出した額）を受給者に給付するものとする。

3 町長は、第3条に規定する給付対象者の要件を満たさなくなったときの給付金の給付は、当該事由が生じた日の属する月をもって終了するものとする。

（給付制限）

第9条 町長は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付を行わないものとする。

（1）幼児に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の認定を受け、特定教育・保育施設等に入所しているとき。

（2）幼児が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号若しくは第2項の規定による措置をされているとき又は同法第59条の2第1項の認可外保育施設に入所しているとき。

（3）保護者又は幼児の居住の理由が里帰り出産等一時的なものであると町長が認めるとき。

（4）保護者が、幼児の養育を著しく怠っていると町長が認めるとき。

（5）給付対象者及びその配偶者が、町税その他町の収入に係る滞納があるとき。

（6）その他町長が給付金の給付が適当でないとして認めるとき。

（届出）

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に定めるところにより速やかに町長に届け出なくてはならない。

（1）前条第1号及び第2号のいずれかに該当するに至ったとき 只見町幼児家庭保育支援給付金受給事由消滅届（様式第3号）

（2）幼児家庭保育支援給付金認定通知書に記載された事項に変更があるとき 只見町幼児家庭保育支援給付金住所等変更届（様式第4号）

（給付要件の調査）

第11条 町長は、必要があると認めるときは、受給者又はその他の保護者に対して、受給資格の有無の調査のために必要な事項に関する書類を提出させ、又は職員をして調査させることができる。

（返還）

第12条 町長は、偽りの申請その他不正な手段により、給付金の給付を受けた者に対しては、その給付した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

只見町幼児家庭保育支援給付金給付申請書

年 月 日

只見町長 様

申請者

住 所 只見町大字

氏 名

電 話

只見町幼児家庭保育支援給付金を受けたいので、只見町幼児家庭保育支援給付金給付事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

給付対象幼児の状況

給付対象幼児	ふりがな 氏 名	
	住 所	只見町大字
	生年月日	年 月 日
申請者との続柄		
幼児家庭保育期間		年 月 日 ~ 年 月 日

※審査等に必要のため以下の2項目を確認され、同意をお願いします。

給付要件を満たさなくなったときは、速やかに只見町幼児家庭保育支援給付金受給事由消滅届（様式第3号）を提出します。

給付要件の審査に必要な住民登録状況等に関して公簿あるいは実態調査等で確認されることに同意します。

署名 申請者 _____

配偶者 _____

【添付書類】 ※審査に必要なため以下の書類を提出してください。

- 1 申請者、配偶者及び幼児の健康保険証
- 2 幼児との続柄が住民基本台帳で確認できない場合、確認できるもの（幼児の戸籍謄本等）

番 号
年 月 日

様

只見町長

只見町幼児家庭保育支援給付金給付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった只見町幼児家庭保育支援給付金について、下記のとおり決定（却下）しましたので、只見町幼児家庭保育支援給付金給付事業実施要綱第7条の規定により通知します。

記

給付対象 幼 児	ふりがな 氏 名	
	住 所	只見町大字
	生年月日	年 月 日
給 付 の 可 否	<input type="checkbox"/> 給付する <input type="checkbox"/> 給付しない	
(却 下 理 由)		
給 付 金 額	月額 10,000円	
給 付 認 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日まで	

年 月 日

只見町長 様

届出者（受給者）

住 所

氏 名

電 話

只見町幼児家庭保育支援給付金受給事由消滅届

年 月 日付で給付決定通知のあった只見町幼児家庭保育支援給付金について受給事由が消滅したので、只見町幼児家庭保育支援給付金給付事業実施要綱第10条第1項第1号の規定により届出ます。

給付対象幼児	ふりがな 氏 名	
	住 所	只見町 (□届出者に同じ)
	生年月日	年 月 日
給付認定期間		年 月 日 ~ 年 月 日まで
給付金給付消滅事由		<p>以下から選択して番号に○してください。</p> <p>1 転出</p> <p>2 給付対象幼児が保育所等に入所するため (入所日： 年 月 日)</p> <p>3 監護しなくなったため</p> <p>4 その他 ()</p>

只見町長 様

届出者（受給者）

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電 話

只見町幼児家庭保育支援給付金氏名住所等変更届

只見町幼児家庭保育支援給付金支給事業実施要綱第10条第1項第2号の規定により、次の事項について変更を届出ます。

1 支給状況

給付対象幼児	ふりがな 氏 名	
	住 所	只見町 (□届出者に同じ)
	生年月日	年 月 日
給 付 対 象 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日まで	

2 氏名変更

	変 更 前	変 更 後
	ふ り が な 氏 名	ふ り が な 氏 名
受 給 者		
幼 児		
変 更 日	年 月 日	

3 住所変更

	変 更 前	変 更 後
住 所		
変 更 日	年 月 日	